

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

横手市監査委員

監 第 1 0 8 号
令和4年12月2日

横 手 市 長 高 橋 大 様
横手市議会議長 寿松木 孝 様

横手市監査委員 柴 田 恒 宏
横手市監査委員 飼 田 一 之
横手市監査委員 青 山 豊
(公印省略)

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年度の財政援助団体等監査を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

目 次

第1	監査の概要	1
第2	出資団体	6
1	株式会社 横手殖林社	6
2	株式会社 天下森振興公社	8
第3	公の施設の指定管理者	10
1	株式会社 天下森振興公社 (横手市自然体験型交流施設 天下森ふれあい農園)	10
2	株式会社 天下森振興公社 (横手市農林水産物直売・食材供給施設 地域ふれあい施設たかね)	11
3	株式会社 天下森振興公社 (横手市天下森スキー場)	12
第4	補助金等交付団体	13
1	一般社団法人 横手市観光推進機構 (観光協会等事業補助金 (運営費補助))	13
2	一般社団法人 横手市観光推進機構 (観光協会等事業補助金 (事業費補助))	13
3	一般社団法人 横手市観光推進機構 (観光協会等事業補助金 (市内周遊観光促進事業補助))	14
4	一般社団法人 増田町観光協会 (観光協会等事業補助金)	15

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査を、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が出資している団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人）及び公の施設の管理を行わせている団体（公の施設の指定管理者）並びに補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助を行っている団体）について、事業目的どおり適正かつ効果的に運用されているかなどについて実施した。

2 監査の期間

令和4年7月6日（水）から令和4年11月29日（火）まで

3 監査の実施団体等

今回監査を実施した団体は、出資団体2団体及び公の施設の指定管理者1団体（3施設）並びに補助金等交付団体2団体（4補助金）である。詳細は下記のとおりである。

（1）出資団体（出資団体と所管部局に対して実施）

	実地監査年月日	出資団体名	所管部局
1	令和4年 9月27日(火)	株式会社 横手殖林社	農林部 農林整備課
2	令和4年 10月5日(水)	株式会社 天下森振興公社	まちづくり推進部 増田地域課

（2）公の施設の指定管理者（指定管理者と所管部局に対して実施）

	実地監査年月日	指定管理者名	指定管理施設名称	所管部局
1	令和4年 10月5日(水)	株式会社 天下森振興公社	横手市自然体験型交流施設 天下森ふれあい農園	まちづく り推進部 増田地域 課
2			横手市農林水産物直売・食 材供給施設 地域ふれあい施設たかね	
3			横手市天下森スキー場	

(3) 補助金等交付団体 (補助金等交付団体と所管部局に対して実施)

	実地監査年月日	補助金等交付団体名	補助金等名称	所管部局
1	令和4年 10月4日(火)	一般社団法人 横手市観光推進機構	観光協会等事業補助金 (運営費補助)	商工観光部 観光おもて なし課
2			観光協会等事業補助金 (事業費補助)	
3			観光協会等事業補助金 (市内周遊観光促進事業補助)	
4	令和4年 10月5日(水)	一般社団法人 増田町観光協会	観光協会等事業補助金	

4 監査の範囲

令和3年度分について、出資団体の運営並びに公の施設の指定管理者及び補助金等交付団体の事業を対象にした。

5 監査の方法

出資団体及び公の施設の指定管理者並びに補助金等交付団体について、前年度監査を実施していなかった団体・施設から抽出選定し監査を実施した。

事前に所管部局と団体から、事業の概要調書や経営状況報告書並びに決算報告書等の資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査・照合等するとともに、関係職員に対する質問により監査した。

併せて、所管部局における補助金交付等の手続きや指導監督等が適正に行われているかについても監査対象とした。

6 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 出資団体関係

ア 団体関係

(ア) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。

- (イ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (ウ) 出納関係帳票の整備、記帳は適切になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。
- (エ) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。

イ 所管部局関係

出資団体に対する指導監督は適切になされているか。

(2) 公の施設の指定管理者関係

ア 指定管理者関係

- (ア) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適正に管理されているか。
 - (イ) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
 - (ウ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
 - (エ) 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適切になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。
 - (オ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
 - (イ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
 - (ウ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(3) 補助金等関係

ア 団体関係

- (ア) 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。
 - (イ) 出納関係帳票の整備、記帳は適切になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
 - (イ) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、事業実績報告書等によりなされ

ているか。

(ウ) 補助金等交付団体への指導監督は適切になされているか。

7 監査の結果の概要

出資団体の経営状況及び公の施設の指定管理者の管理受託事業並びに補助金等交付団体の事業を監査した結果、次のとおり一部に改善又は検討を要する事項が認められた。

なお、詳細は「第2 出資団体」及び「第3 公の施設の指定管理者」並びに「第4 補助金等交付団体」に記載した。

(1) 出資団体について

ア 出資団体に対して

総会時の事業報告について、数値の内訳に不一致な箇所が見受けられた。総会資料は、株主や組合員にとって経営状況を判断する材料となるので、正確な報告に努められたい。

イ 所管部局に対して

出資団体の経営及び財政状態の把握に努められたい。

(2) 公の施設の指定管理者について

ア 指定管理者に対して

営業時間等の変更については、通知により行うことと基本協定書に規定されているが、手続きを行っていない。基本協定書の内容を再度確認されたい。

イ 所管部局に対して

(ア) 営業時間等の変更について、基本協定書に規定されている通知を受理していない。基本協定書の規定の遵守を指導されたい。

(イ) 業務報告書を関係部署に合議していないものが見受けられた。指定管理者制度の手続きに係る留意点を再度確認されたい。

(3) 補助金等交付団体について

ア 補助金等交付団体に対して

補助金等交付申請時から支出科目、金額が大きく変更となる場合は、横手市補助金等の適正化に関する規則に基づき補助金変更手続きを行われたい。

イ 所管部局に対して

市長の職務代理者設置期間に通知した補助金等交付決定変更通知書が、職務代理者名となっていないものが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

8 まとめ

前述の指摘事項については、その内容を十分に検討し、事務処理すべきである。

出資団体及び公の施設の指定管理者と所管課においては、今後も連絡を密にし、経営及び財政状態、事業実施状況等の把握に努められたい。

補助金においては、提出資料を十分精査し内容に不備のないよう指導・監督に努められたい。

今回指摘した事項は、他の事務事業にもあてはまると思われるので、監査結果を参考にして、今後の事務事業の執行に万全を期されたい。

第2 出資団体

(出資団体 1)

団体名	株式会社 横手殖林社				
所管部局	農林部 農林整備課				
出資金	資本金	10,000,000 円			
	出資額及び出資率(市)	6,373,000 円	63.73%		
決算の状況 (財務諸表より)	(1) 貸借対照表(令和3年12月31日現在) 単位:円				
		科目	金額	科目	金額
	流動資産	36,338,806	流動負債	14,339,019	
			固定負債	1,290,200	
			負債合計	15,629,219	
	固定資産	67,995,741	資本金	10,000,000	
			利益剰余金	79,113,328	
			自己株式	△ 408,000	
			純資産合計	88,705,328	
	資産合計	104,334,547	負債・純資産合計	104,334,547	
	(2) 損益計算書(令和3年1月1日～令和3年12月31日) 単位:円				
		科目	金額	科目	金額
	売上高	35,533,082	経常利益	2,083,962	
	売上原価	29,370,982	特別利益	201,000	
売上総利益	6,162,100	特別損失	5		
販売費及び一般管理費	7,658,002	税引前当期純利益	2,284,957		
営業損失	1,495,902	法人税、住民税及び事業税	230,000		
営業外収益	3,579,864	当期純利益	2,054,957		
主要事業	委託業務 収穫事業(更新伐・搬出間伐) 保育事業(新植・下刈り・除伐) 直営業務 管理業務(駐車場管理他) 受託事業(横手いこいの森維持管理作業調整他)				
監査結果	(1) 出資団体に対して ア 令和3年の人件費が4,631千円と平成29年の人件費1,141千円の約4倍となっている。これはこれまでの団体の経営内容、経営規模、過去の経営状況から人件費が過大となっており、将来的に事業の継続が困難になることが見込まれる。				

- イ 株主総会の議事録について、総会案件２．その他について記載がないため、その他案件の有無及び発言の有無が確認できない。会議内容等を記録することは重要な事であり、また、情報の共有を図る観点からも正確な議事録作成に努められたい。
- ウ 通勤手当の支給に誤りがある。過大に支給された手当の額を確定し、差額分を団体に返還されたい。
- エ 社員個人の携帯電話等を使用し、個人に対し電話使用料、データ通信料を支払っている。請求額の根拠が不明確であり不適正であるため、直ちに個人に対する電話使用料等の支払いを見直されたい。
- オ 給与規程の積算根拠が不明確である。また、他の横手市出資団体と比較して高額な給料、諸手当の規程となっている。団体の事業規模、経営内容に見合った給与規程に改められたい。
- カ 支出の大半を小口現金から支払っている。また、レシート等による会計処理は不適正であるため小口現金での支払いは、真にやむを得ない必要最低限の支出とし、必ず団体あての領収書を添付されたい。
- キ 経理規程に基づく四半期毎の経営分析が社長へ報告されていない。
- ク 経理規程に基づく収支予算書が作成されていない。

(2) 所管部局に対して

団体の経理事務がほぼ一名で行われており、経理状況の把握・検証が行われていないため、指導・監督に努められたい。

団体名	株式会社 天下森振興公社			
所管部局	まちづくり推進部 増田地域課			
出資金	資本金	12,050,000 円		
	出資額及び出資率(市)	10,000,000 円	82.99%	
決算の状況 (財務諸表より)	(1) 貸借対照表(令和4年3月31日現在) 単位:円			
	科目	金額	科目	金額
	流動資産	79,059,137	流動負債	7,621,510
			固定負債	0
			負債合計	7,621,510
	固定資産	11,636,656	資本金	12,050,000
			繰越利益剰余金	71,024,283
			(うち当期純利益)	(11,048,635)
			純資産合計	83,074,283
	資産合計	90,695,793	負債・純資産合計	90,695,793
	(2) 損益計算書(令和3年4月1日～令和4年3月31日) 単位:円			
	科目	金額	科目	金額
	売上高	64,762,974	営業外費用	0
	売上原価	8,424,120	経常利益	13,752,735
売上総利益	56,338,854	特別損失	0	
販売費及び一般管理費	75,977,652	税引前当期純利益	13,752,735	
		法人税、住民税及び事業税	2,704,100	
営業利益	△ 19,638,798	当期純利益	11,048,635	
営業外収益	33,391,533			
主要事業	農作業の受託に関する業務。農畜産物、林産物、山菜類の生産・加工・販売。公共施設の管理運営。			
監査結果	(1) 出資団体に対して ア キャッシュ・フロー計算書の数値に誤りがある。 イ 取締役会を四半期毎に開催し、経営状況の報告に努められたい。			

	<p>(2) 所管部局に対して</p> <p>数値等に誤りがある営業報告書を受理している。提出資料を精査し内容に不備がある場合は、指導・監督に努められたい。</p>
--	--

第3 公の施設の指定管理者

(公の施設の指定管理者 1)

団体名 (指定管理者)	株式会社 天下森振興公社	
所管部局	まちづくり推進部 増田地域課	
公の施設の管理	施設名 名称	横手市自然体験型交流施設 天下森ふれあい農園
	指定管理料 (令和3年度)	2,463,000円(消費税及び地方消費税を含む)
指定管理業務に係る収支状況	(収入)	3,551,240円
	(支出)	3,559,920円
	(差引)	△8,680円
施設の利用状況	令和2年度	2,628人
	令和3年度	2,526人
監査結果	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して 営業期間及び営業時間の変更については、通知により行うことと基本協定書に規定されているが、手続きを行っていない。</p> <p>(2) 所管部局に対して 基本協定書の規定の遵守を指導されたい。</p>	

(公の施設の指定管理者 2)

団体名 (指定管理者)	株式会社 天下森振興公社	
所管部局	まちづくり推進部 増田地域課	
公の施設の管理	施設名 名称	横手市農林水産物直売・食材供給施設 地域ふれあい施設たかね
	指定管理料 (令和3年度)	1,782,000円(消費税及び地方消費税を含む)
指定管理業務に係る収支状況	(収入)	5,070,455円
	(支出)	6,281,150円
	(差引)	△1,210,695円
施設の利用状況	令和2年度	1,632人
	令和3年度	2,103人
監査結果	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して 休業日の変更については、通知により行うことと基本協定書に規定されているが、手続きを行っていない。</p> <p>(2) 所管部局に対して 基本協定書の規定の遵守を指導されたい。</p>	

(公の施設の指定管理者 3)

団体名 (指定管理者)	株式会社 天下森振興公社	
所管部局	まちづくり推進部 増田地域課	
公の施設の管理	施設名 名称	横手市天下森スキー場 横手市天下森スキー場
	指定管理料 (令和3年度)	12,540,000円(消費税及び地方消費税を含む)
指定管理業務に係る収支状況	(収入)	18,854,673円
	(支出)	19,180,213円
	(差引)	△325,540円
施設の利用状況	令和2年度	19,567人
	令和3年度	12,909人
監査結果	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して 特に指摘する事項はなかった。</p> <p>(2) 所管部局に対して 業務報告書を関係部署に合議していない。</p>	

第4 補助金等交付団体

(補助金等交付団体 1)

団体名	一般社団法人 横手市観光推進機構	
所管部局	商工観光部 観光おもてなし課	
補助金	補助金名称	観光協会等事業補助金 (運営費補助)
	補助事業費	(1) 収入決算額 14,174,746 円 (うち当該補助金 12,859,000 円)
		(2) 支出決算額 14,174,746 円
		(3) 差引残額 0 円
監査結果	<p>(1) 補助金交付団体に対して 特に指摘する事項はなかった。</p> <p>(2) 所管部局に対して 特に指摘する事項はなかった。</p>	

(補助金等交付団体 2)

団体名	一般社団法人 横手市観光推進機構	
所管部局	商工観光部 観光おもてなし課	
補助金	補助金名称	観光協会等事業補助金 (事業費補助)
	補助事業費	(1) 収入決算額 4,210,998 円 (うち当該補助金 2,528,544 円)
		(2) 支出決算額 4,210,998 円
		(3) 差引残額 0 円
監査結果	<p>(1) 補助金交付団体に対して 特に指摘する事項はなかった。</p> <p>(2) 所管部局に対して 市長の職務代理者設置期間に通知した補助金等交付決定 変更通知が職務代理者名となっていない。</p>	

団体名	一般社団法人 横手市観光推進機構	
所管部局	商工観光部 観光おもてなし課	
補助金	補助金名称	観光協会等事業補助金（市内周遊観光促進事業補助）
	補助事業費	(1) 収入決算額 19,856,347 円 (うち当該補助金 19,800,000 円) (2) 支出決算額 19,856,347 円 (3) 差引残額 0 円
監査結果	(1) 補助金交付団体に対して 特に指摘する事項はなかった。 (2) 所管部局に対して 特に指摘する事項はなかった。	

団体名	一般社団法人 増田町観光協会		
所管部局	商工観光部 観光おもてなし課		
補助金	補助金名称	観光協会等事業補助金	
	補助事業費	(1) 収入決算額	19,863,506 円 (うち当該補助金 15,698,000 円)
		(2) 支出決算額	19,863,506 円
		(3) 差引残額	0 円
監査結果	<p>(1) 補助金交付団体に対して</p> <p>ア 補助金等交付申請時から支出科目、金額が大きく変更となる場合は、横手市補助金等の適正化に関する規則に基づき補助金変更手続きを行われたい。</p> <p>イ 人件費や花火経費を複数の事業から支出しているため、明確化が図られるよう支出を一本化されたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して</p> <p>補助金の事務処理について、適宜確認し指導されたい。</p>		